

第87回九都県市首脳会議

会議記録

令和7年4月23日（水）

第87回九都県市首脳会議概要

I 日 時 令和7年4月23日(水)

午後1時30分～午後3時37分(WEB会議)

II 会議次第

1 開 会

2 座長あいさつ等

3 首脳提案

- (1) インターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた取組について (川崎 市)
- (2) 無電柱化の推進に向けた支援等について (千葉 市)
- (3) 医療的ケア児・者への支援の充実について (埼玉 県)
- (4) 標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行及び
移行後の継続的な運用を図るための支援について (さいたま市)
- (5) 病院の経営危機への対応について (神奈川 県)
- (6) 不登校児童生徒の多様な学びの場の確保と支援の充実について (相模原 市)
- (7) 盛土規制法の規制開始について (千葉 県)
- (8) 働く女性の活躍推進について (東京 都)

4 協 議

- (1) 地方分権改革の推進に向けた取組について

5 報 告

- (1) 首脳会議で提案された諸問題等に関する検討状況について

6 座長提案

- ・都道府県域を超えた広域連携の新たな枠組みの検討に向けた九都県市首脳会議の
提言について

7 その他

- (1) GREEN×EXPO 2027について (横浜 市)
- (2) SusHi Tech Tokyo 2025について (東京 都)
- (3) 東京2025世界陸上・東京2025デフリンピックについて (東京 都)
- (4) 大宮盆栽村100周年について (さいたま市)

8 閉 会

Ⅲ 出席者

埼玉県知事	大野元裕
千葉県知事	熊谷俊人
東京都知事	小池百合子
神奈川県知事	黒岩祐治
川崎市市長	福田紀彦
千葉市市長	神谷俊一
さいたま市長	清水勇人
相模原市長	本村賢太郎
横浜市市長(座長)	山中竹春

1 開会

2 座長あいさつ等

○座長（山中横浜市長）

それでは、定刻となりましたのでこれより第 87 回の九都県市首脳会議を開催いたします。音声の方は届いておりますでしょうか。

座長を務めます、横浜市長の山中竹春です。どうぞよろしくお願いいたします。

まずこの九都県市首脳会議では、これまで都県市の範囲を超えた広域的な課題の解決に向けて、時宜を得た議論を行ってまいりました。

この会議、九都県市首脳会議の在り方が、国の第 33 次地制調（地方制度調査会）で取り上げられ、また現在、総務省のワーキングでも取り上げられています。改めまして国レベルで自治体の広域連携の在り方が検討されております。この点につきましては、後ほど私の方から座長提案という形で提案させていただきます。

本日は WEB での議論、開催となりますが、首脳の皆様方との活発な議論を通じまして、九都県市の連携を深めてまいりたいと考えております。

なお、小池都知事が遅れて参加されるとのことですので、進行が少々変則的になりますことを予め御了承ください。

それでは意見交換に入ります前に、3月に再任されました熊谷俊人千葉県知事、神谷俊一千葉市長からそれぞれ御挨拶をいただきたいと思っております。

まず、熊谷知事よろしくお願いいたします。

○熊谷千葉県知事

こんにちは。3月16日付の千葉県知事選挙にて、2期目の当選を果たさせていただきました熊谷でございます。

改めてですねこの首都圏、更には日本全体の発展のために、各都県市の皆様方としっかりと連携をしてみたいと思っておりますので、引き続きの御指導御鞭撻をどうぞよろしくお願いいたします。

○座長（山中横浜市長）

熊谷知事、ありがとうございます。

続きまして、神谷市長、よろしくお願いいたします。

○神谷千葉市長

千葉市の神谷です。同じく3月16日に行われました千葉市長選挙でおかげさまで再選を果たすことが出来ました。九都県市の皆様と共に首都圏の抱える課題に取り組んで役割を果たしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○座長（山中横浜市長）

神谷市長、ありがとうございました。

3 首脳提案

（1）インターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた取組について （川崎市）

○座長（山中横浜市長）

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、次第3、首脳提案についてであります。まず資料1を御覧ください。

皆様から御提案いただいた項目をおまとめしたものであります。各説明は5分以内、意見交換は4分程度を見込んでおります。発言は端的におまとめをいただいて、円滑な議事の進行に御協力をお願いいたします。

まず、最初の御提案ですが、川崎市のインターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた取組について、福田市長、よろしく願いいたします。

○福田川崎市長

よろしく願いいたします。

スライド見えていますでしょうか。

川崎市の提案は、インターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた取組について、でございます。

はじめに、インターネット上の人権侵害の現状について、でございます。インターネットが他者とのコミュニケーションツールとして普及する一方で、誹謗中傷等の人権侵害が近年増加しております。違法・有害情報センターへの相談件数、誹謗中傷ホットラインへの連絡件数のいずれも直近の数字がここ数年で最大となっております。

また、内閣府が実施した世論調査では、国民の関心のある人権問題として、インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害が1位となるなど、まさに社会問題化しております。

その特徴といたしましては、当初の投稿を引用して多数の投稿がなされることで被害が瞬時に拡大すること、一度投稿されると完全に削除することが困難であること、また、どこからでも投稿が可能であること等がございます。

さらに、インターネット上のヘイトスピーチにつきましては、民事事件で損害賠償が認められるなど、深刻な人権侵害に発展する事案が発生しております。実際の投稿例でございますが、「出ていけ」といったように地域社会から排除することを扇動するもの、「殺せ」といったように生命、身体、自由、名誉もしくは財産に危害を加える旨を告知するもの、特定の国の出身者を差別的な意味合いで著しく侮辱するもの等々、公開のスペースにも関わらず、このような差別的な投稿が日々書き込まれております。

国におきましては、平成28年にいわゆるヘイトスピーチ解消法を施行しておりまして、

法律には基本理念のほか、国や地方公共団体の責務、教育、啓発活動等が定められておりますが、禁止規定や罰則はなく、理念法と呼ばれる内容の法律となっております。

国はこの法律に基づき、ヘイトスピーチの解消の必要性について、国民の理解を深めるための啓発活動を実施しています。

一方で、この間、地方公共団体においては、地域の実情に応じ、各々可能な範囲において、啓発活動やインターネット上のヘイトスピーチの削除要請といった取組を講じてまいりました。

川崎市では、令和元年 12 月に、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定し、市民からの申出等により把握した差別的投稿のうち、特定の市民を対象にしたものであると明らかに認められ、その内容が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものについて、事業者へ削除要請を行っております。

これまでに削除要請を行った投稿総数は 531 件で、年度別では令和 6 年度の 249 件が最も多くなっておりませんが、実際に事業者が削除を行った割合は約 83%となっており、特に海外の事業者においては、対応が遅い、あるいは対応がなされない場合も多い状況でございます。

これまでの状況、取組の中で見えた課題を 3 点御説明いたします。

1 点目は、法律には取組に関する具体的な規定がなく、また、ヘイトスピーチの解釈も不明確であるため、インターネット上のヘイトスピーチの抑止や拡散の防止につながっていないという点でございます。この課題の解決・解消に向けて、国におきましては、法改正等による制度整備や法律上のヘイトスピーチに該当する言動を明確にすることが必要であると考えております。

また、国がより積極的に法律に関する情報提供を行うことで、地方公共団体が地域の実情に応じて、的確かつ迅速に取組を進めることや、国民の一部の間に生じている誤解を解消し、効果的な啓発活動を実施することが可能となるものと考えております。

課題の 2 点目は、現状把握が不十分であり、地方公共団体が効果的な施策を講じられないという点でございます。

法律では、地方公共団体に対して、必要な助言その他の措置を講ずることを国の責任としておりますが、特にインターネット上のヘイトスピーチに関しては、被害の実情等、地方公共団体が具体的な施策を検討する際の基礎資料となりうる全国的かつ詳細な実態調査が行われていない状況でございます。

最後に、課題の 3 点目は、地方公共団体の取組には限界があり、法改正等を含めた国による全国的な規模での施策が必要不可欠な状況にあるという点でございます。

インターネット上のヘイトスピーチは、地方公共団体の区域とは関係なく、あらゆる場所から投稿されています。

ヘイトスピーチを抑止するためには啓発の強化が必要となりますが、投稿者は地方公共団体の区域とは関連がない場合が多く、有効な対策が困難な状況となっております。

また、プラットフォームを提供する事業者は、全国規模、世界規模で事業を展開しており、地方公共団体による取組には一定の限界があります。

事業者に対する削除要請には、法律上の強制力がないため、対応がなされない場合もございます。

削除要請を行う側、事業者の側の双方が該当性の判断を迅速・円滑に行うためには、法律の解釈や具体的な実例を踏まえた指針等が必要です。

以上の課題を踏まえまして、九都県市共同でインターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた取組について、国に対して要望を行うことを提案いたします。

国への要望内容といたしましては、一つ目として、インターネット上のヘイトスピーチの抑止や拡散の防止に向けた法改正、制度の整備等を行うこと。

次に二つ目として、インターネット上をはじめとしたヘイトスピーチに関する全国的かつ詳細な実態調査を実施すること。

最後に、インターネット上のヘイトスピーチの解消に向けた実効性のある啓発活動を実施すること、としております。

川崎市からの提案は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○座長（山中横浜市長）

福田市長、ありがとうございました。

市長がおっしゃるとおり、地方自治体におけるこの問題の取組というのは限界がありますので、根本的な解消のためにも、国による全国的かつ統一的な対応が必要だというふうに思います。

それでは、ただいまの御提案につきまして、御意見ございましたら、挙手をお願いいたします。

本村市長、よろしくお願いいたします。

○本村相模原市長

川崎市の提案に、賛成の立場で発言させていただきます。

相模原市では、共生社会の実現を目的とした「相模原市人権尊重のまちづくり条例」を令和7年4月に全面施行し、本邦外出身者や障害者に対する不当な差別的言動の拡散を防止するための措置などを構ずることとしています。

令和6年10月からは、SNSや掲示板サイト等における本邦外出身者や障害者に対する不当な差別的言動に関して、業務委託により情報収集に取り組んでいます。

開始して間もないことから、今後、ノウハウを蓄積していく必要があると認識しているところです。

そうした中、今回御提案いただいていますように、インターネット上のヘイトスピーチを含め、国において、ヘイトスピーチの解消に向けた更なる取組を進めていただくことは重要

だと考えていることから、本提案に賛成いたします。

相模原市からは以上でございます。

○座長（山中横浜市長）

本村市長、ありがとうございました。

その他、御意見ございますでしょうか。ございませんか。

それでは、川崎市からの御提案について、原案のとおり確定させていただきまして、国に対し要望を行うことにしたいと思えます。

なお、要望については、提案された川崎市さんをお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○福田川崎市長

本村市長が御賛同いただいたということでありがとうございます。

○座長（山中横浜市長）

よろしいですかね。

こちらの要望につきましては、提案された川崎市をお願いをしたいと思えます。

よろしく願いいたします。

（２）無電柱化の推進に向けた支援等について

（千葉市）

○座長（山中横浜市長）

続きまして、千葉市御提案の、無電柱化の推進に向けた支援等について、神谷市長よろしくお願いいたします。

○神谷千葉市長

はい、千葉市からは、無電柱化の推進に向けた支援のあり方などについて、提案をさせていただきたいと思えます。

無電柱化は様々な観点から重要とされてきており、とりわけ災害が激甚化・頻発化している昨今におきまして、特に防災性の向上、災害の被害を防ぐ、抑えるという意味ですが、そういう観点から、必要性が一層高まっていると考えております。

左の写真のように、これは千葉市内ですが、令和元年の房総半島台風の時に、多数の電柱が倒壊をしまして、道路の閉塞、停電、通信障害が発生しております。

また、中ほどの写真は、令和6年の能登半島地震ですけれども、数千本の電柱が被害に遭いまして、避難、救援、復旧に支障をきたしております。また、右の写真ですけれども、これは無電柱化された区間ではありますが、電線の断線はなく通電が可能であるなど、災害にあつ

でも、被害が抑制されている状況です。

無電柱化の背景と現状についてですが、我が国におきましては、戦後の急激な経済成長に伴いまして、急増した電力・通信需要に対応するために、道路法に基づいて、電柱や架空線の整備が進められました。

一方で、欧米やアジアの主要都市におきましては、電気通信事業者による無電柱化を基本とした整備が進められていまして、右のグラフのとおり、日本の無電柱化の整備水準は、海外の主要都市と比較して、大きく遅れているという状況です。

こうした状況のもとで、国においても無電柱化を推進されているわけでありますが、平成28年に無電柱化の推進に関する法律が定められまして、それに基づく無電柱化推進計画が策定されて、電柱の占用制限、補助制度の創設など、様々な取組が行われてきています。中ほどのグラフを御覧いただきますと、現行の計画期間中に約3,600kmの無電柱化に、計画的に取り組んでいるわけでありますが、これまでの40年間で無電柱化が完了した道路は、全国の道路延長のうち、1%に満たない状況でございます。

右のグラフは、千葉市における整備手法別の延長数の変遷を示しております。かつては、民間の電気通信事業者など電線管理者が整備主体となっており、単独地中化方式が数多く実施されましたが、現在では、国や自治体など道路管理者が整備主体となっている電線共同溝方式による整備が主となっております。単独地中化方式はほとんど活用がされていない状況です。

現在の千葉市内の無電柱化率は約3%でありまして、道路管理者主体の取組のみでは無電柱化の推進に限界があるというように考えております。

次が、電線共同溝方式による無電柱化の課題ですけれども、この方式は千葉市だけでなく、全国的に最も採用されているものではあります。千葉市が試算をしたところで、事業費が1km当たり6.8億円と高額でありまして、国からの財政支援を得てもなお、自治体の費用負担は大きいものです。

また、事業期間も7年程度と長くかかっておりますので、大きな進捗が得られていない背景にもなっております。また、道路管理者が施工して、電線管理者から建設負担金をいただくスキームになってはいますが、この算出にあたりまして、国が設定している標準単価は、我が国で採用されていない安価な工法を前提とされていまして、また、物価高騰前の平成29年から見直しがされていません。このように、電線管理者の負担が低く抑えられている状況で、自治体の負担が大きくなっているというのが、実態としてあると思います。実態と乖離している点がありますので、適正な負担となっているのか、精査する必要があると考えています。

次に、単独地中化方式による無電柱化の課題についてですけれども、この単独地中化方式は全体事業費で見ますと、試算によると1km当たりの整備単価が5.2億円でありまして、先ほどの電線共同溝方式の6.8億円と比べて低額になります。

一方で、電線管理者、民間事業者ですけれども、費用負担に着目しますと電線共同溝方式で

は 2.1 億円であったところが、単独地中化方式では 5.2 億円と高く、非常に高額になりますので、ほとんど採用・活用されていない状況であります。

一方で、この図のように単独地中化方式では、法の手続きが一部省略となるほか、本体と引き込み工事が同時施工できるなど、電線共同溝方式と比較して、事業期間の短縮も期待できると考えておりました。単独地中化方式の活用を促していくことは、無電柱化の推進に有効ではないかと考えています。

そこで、無電柱化を加速するために、電線共同溝方式と単独地中下方式における官民の負担バランスの見直しが必要ではないかと思っております。

図の左の方に示しておりますが、電線共同溝方式において、民間の事業者の建設負担金を見直すことで、官民の負担割合の適正化を図ってはどうかと思っております。

続いて、そのバランスに基づいて、単独地中化方式においても、全体事業費の圧縮と事業期間の短縮を実現しながら、新しい財政支援を実施してはどうかと思っております。これによりまして、単独地中化方式による電線管理者の費用負担の懸念を解決して、官民それぞれがメリットを得られるのではないかと考えます。

各道路の状況に応じて、電線共同溝方式及び単独地中化方式の双方を活用できるようにすることで、国、自治体、電線管理者が一層連携をして、無電柱化を加速できると考えています。

また、無電柱化推進計画の事業の補助に関しまして、これは千葉市の状況ですが、内示率は平均 7 割程度でありまして、国において、無電柱化施策、その推進の全体について、十分な財源を確保する必要もあると思っております。

以上のことから、次の 3 点、要望をしてはどうかと考えております。

単独地中化方式に係る電線管理者の費用負担が電線共同溝方式に係る電線管理者の費用負担と同等程度に軽減されるように新しい財政支援制度を創ること。

2 点目が、電線共同溝方式に係る電線管理者の建設負担金について、適正な負担となるように見直しをすること。

最後、三つ目が、無電柱化推進政策について十分な財源を確保することでございます。

以上が千葉市からの提案です。御検討よろしく願いいたします。

○座長（山中横浜市長）

神谷市長ありがとうございました。

御提案のとおり、無電柱化に関して、いまいち進んでないのですが、様々な課題があります。費用もかかりますし、事業期間も長期にわたりますし、一方で、防災力向上の観点からも必要なことですので、国の更なる支援必要だというふうに思います。

それではただいまの神谷市長からの御提案について御意見ございましたら、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、千葉市からの御提案について、原案のとおり確定して、国に対して要望を行う

ことにしたいと思いを。要望については、提案された千葉市にお願いをしたいと思いが、よろしいでしょうか。

○神谷千葉市長

はい、承知しました。ありがとうございます。

○座長（山中横浜市長）

ありがとうございます。

（3）医療的ケア児・者への支援の充実について

（埼玉県）

○座長（山中横浜市長）

続きまして、埼玉県からの御提案です。医療的ケア児・者への支援の充実について、大野知事、御説明お願いいたします。

○大野埼玉県知事

はい、座長、ありがとうございます。

参考資料を御覧いただきたいと思いを。

医療的ケア児とは、医療技術の進歩を背景に、人工呼吸器等を使用し、たん吸引など医療的ケアを日常的に受けながら生活する子どもです。

埼玉県におきましては、令和6年時点で825人と、統計データがある平成28年からの8年間で約2.4倍に増加をしています。全国では推計2万人とされており、同様に増加傾向にあります。

また、18歳以上の成人期以降の医療的ケア者も増加傾向にあり、本県では令和6年時点で313人であり、8年間で約1.5倍に増加しています。

医療的ケア児支援については、各都道府県に医療的ケア児支援センターの設置が進むなど、支援体制が一定程度整えられつつありますが、18歳以上の医療的ケア者に対する支援には、特別支援学校の卒業や障害児福祉サービスの終了などにより支援が途切れ、あるいは日中の居場所を失うなど、いわゆる「18歳の壁」と呼ばれる大きな課題が生じています。医療的ケア者が、日中の居場所が自宅だけとなって、本人の社会参加が限られてしまうことはもとより、家族の介護時間が増加し、大きな負担となります。

また、送迎を行う生活介護事業者が少なく、送迎に関わる保護者の負担も大きいとされています。

そこで、まず、課題の一つ目として、生活介護事業所等の看護師配置を指摘したいと思いを。生活介護事業所での受入れを進めるためには、常勤の看護師の配置が不可欠で、例えば20人定員の生活介護事業所に常勤の看護師を配置した場合、一日当たり14,800円の人件費となりますが、現行の報酬制度における加算は5,600円で、大きな差が生じています。

生活介護等の事業所において、医療的ケアを行う人材を十分に配置できるよう障害福祉サービスの報酬のあり方を見直すべきだと思います。

そして、二つ目の課題は、送迎に関する支援です。医療的ケア者の外出には、医療機器や必要な物品の準備、移動中のケアが必要で、通所時の送迎が保護者にとって大きな負担です。生活介護事業所が送迎を行うためには、運転手だけではなく、医療的ケアを行う看護師等を同乗させる必要があり、1回の送迎に見込まれる人件費は3,030円ですが、現行の報酬制度では490円しか加算されないため、送迎サービスが増えない要因となっています。生活介護等の事業所が医療的ケア者の送迎を行えるよう、障害福祉サービスにおける送迎に関する報酬を見直すべきです。

そこで、次の2点を九都県市共同で国に要望してはいかがかと思います。

1. いわゆる18歳の壁の解消に向けて、生活介護等の事業所において、医療的ケアを行う人材を十分に配置できるよう、障害福祉サービスの報酬のあり方を見直す。
2. 生活介護等の事業所が医療的ケア者の送迎を行えるよう、障害福祉サービスにおける送迎に関する報酬を見直す。

この2点、是非御検討をよろしくお願い申し上げます。

○座長（山中横浜市長）

大野知事、ありがとうございました。

非常に大切な点だと思います。この18歳の壁、それから送迎支援の問題、非常に今後、医療的ケア児・者を支援していく上で重要な課題だと思います。

本市でも人件費や送迎費用を独自に助成しているのですが、まだまだ十分ではないと思いますので、知事からの御提案、非常に重要だというふうに思います。

それではただいまの御提案について御意見ございましたら、挙手をお願いいたします。

黒岩知事、よろしくお願いします。

○黒岩神奈川県知事

はい、ありがとうございます。埼玉県の提案に賛成であります。

医療的ケア者の日中活動の場である生活介護事業所等は、地域生活を送るために欠かせない重要なサービスであります。しかし、医療的ケアが必要な方など受け入れてくれる事業所は少なく、当事者やその御家族からは、「特別支援学校卒業後に通う場がない」、「通う場が見つかっていても親が送迎する必要があり、親は働けない」などの声が県に届いております。

本県では、そうした方を受け入れる事業所の整備費や、看護師など専門人材の配置への人件費補助などを行い、これまでも場の確保に努めてまいりました。

また、これまで本県単独でも医療的ケア児の支援のため、看護師の確保などについて繰り返し国へ要望してきたところであります。

さらにこれ本県独自の取組なのですが、救急救命士の資格を持つ職員、これを県立の特別

支援学校のうち12校にそれぞれ一名ずつ配置しまして、看護師と連携しながら、たんの吸引など医療的ケアの必要な子どもの支援、これも行っております。

我々神奈川県は、救急救命士独自の採用枠というのを持っていてですね、毎年毎年、救急救命士を採用しているんですね。というのは、救急救命士の資格を取ったけれども、働けてないっていう人が全国にたくさんいらっしゃるんですね。数年前にようやく救急外来でも働けるようになりましたけれども、そういった救急救命士、実は余った人材でありますので、これを我々は特別支援学校で使っているということでもあります。その中で、その送迎なのですけれども、ここも救急救命士でやりたいなど言っているのですけれども、これは今まだ認められておりませんで、通学のスクールバスでの医療的ケアなどについて、救急救命士が看護師と同様の業務を行えるよう、強く求めているところであります。

それと、医療的ケア児についての我々の取組の一つとして、御家族から要望いただきました。「私たちには夢がある」、とそれは、「一度でいいから、映画館で子どもに映画を見せてやりたい」、つまり医療的ケア児はいろいろな機械をつけていることが多いのですが、そうすると音がするとか、皆さんに迷惑かけるというので、映画館で映画が見れない、ということを知ったので、映画館で見えていただけるように民間事業者等と連携して、昨年12月に「ともいきシネマ」という形で実現をいたしまして、大変喜んでいただきました。

こうした医療的ケア児・者などの声を聞きながら当事者目線に立った地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、これも九都県市と連動してやっていきたいと思っております。ありがとうございました。

○座長（山中横浜市長）

黒岩知事、ありがとうございました。

その他、御発言はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは埼玉県からの御提案について、原案のとおり確定して、国に対し要望を行うこととしたいと思います。

要望については、提案された埼玉県さんをお願いをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○大野埼玉県知事

はい、よろしくお願ひいたします。

○座長（山中横浜市長）

ありがとうございます。

（４）標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行及び移行後の継続的な運用を図るため

の支援について

(さいたま市)

○座長（山中横浜市長）

続きまして、さいたま市から御提案の、標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行及び移行後の継続的な運用を図るための支援について、清水市長よろしくお願ひいたします。

○清水さいたま市長

はい。それでは、さいたま市からの提案について御説明をさせていただきたいと思ひます。さいたま市からの提案につきましては、標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行及び移行後の継続的な運用を図るための支援についての要望でございます。画面上の資料に沿って御説明をしたいと思います。

御存知のとおり、我が国では人口減少が進んでおります。2040年頃には行政分野も含めて、更なる人手不足や税収減という極めて大きな課題に直面することが予想されております。こうした中で、持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、自治体における業務の在り方の見直しをしたり、デジタル化を一層推進したりすることが求められております。

国からは、令和3年5月に、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づきまして、主要20業務の情報システムについて、令和7年度末を目途に、標準準拠システムへ移行する方針が示されました。合わせて補助金が創設されており、自治体は現在、この補助金を活用しながら、標準化への移行作業に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、課題も山積してございまして、ここでは4点指摘をしたいと思います。課題の一つ目でございますけれども、事業者側の人手不足等が原因で、作業の遅れやそもそも受託業者がなかなか見つからないといった状況が発生し、令和7年度末までに、移行に至らない特定移行支援システムが全国的に多数発生しております。本市におきましても、半数以上の12システムが特定移行支援システムに該当しており、他の指定都市も同様の状況に直面するなど、特に規模の大きな自治体にとって課題となっているという状況があります。

次に、課題の二つ目でございますが、多額の移行費用が自治体の一般財源を圧迫してございます。国におきまして、令和5年度補正予算によりまして、補助金が増額されましたが、未だ移行費用と補助金額との乖離が大きく、本市では差額の約35億円が一般財源での負担となる見込みでございます。なお、グラフには反映しておりませんが、令和6年12月の補正予算でも補助金が増額されたものの、本市など特に規模の大きな自治体においては、財政負担が大きい状態が続いております。

次に、課題の三つ目でございますが、運用経費が増大していることも、自治体にとっては負担となっております。国としては、移行前の平成30年度と比較して運用経費等を3割削減することを目指しております。しかしながら、移行前よりも運用経費が大幅に上回る見込みとなっている自治体が多数存在しております。本市におきましても、運用経費が移行前に比べて増加する可能性のあるシステムもあり、最大で1.4倍の増加が見込まれております。な

お、ガバメントクラウドの利用料分に対しましては、令和7年度は普通交付税で措置をされますが、全体の運用経費等に係る自治体の負担に対しまして、十分な補助を継続的に受けられるかは不透明な状況であります。

最後に、課題の四つ目ですが、標準仕様書の改版も移行が遅延している原因となっております。標準仕様書はシステム開発の基礎となるものですがけれども、開発期間中に複数回、改版されまして、中には開発工程の初期段階であります要件定義に影響が出るような手戻りが生じているものもございます。事業者や自治体の業務負担を増大させて、結果として移行の遅延につながっております。例えば、本市では、予防接種や母子保健情報の管理を行う健康管理システムについて、当初は令和7年度中に開発が完了するという予定になっておりましたが、令和7年1月に改版がありまして、令和7年度中に実装が必須の項目が数多く追加されたために、大幅なプログラム修正を行う必要があり、移行の延期を検討せざるを得ない状況となっております。

以上、申し上げた課題を踏まえまして、国に対して次のとおり要望したいと思います。

まず一つ目としましては、デジタル基盤改革支援補助金について、移行完了までの経費全額が補助対象となりますよう、早急に補助上限額の見直しをすること。

二つ目としましては、移行後のガバメントクラウド利用料を含む運用経費について、国の基本方針に掲げる目標の達成に向けて、普通交付税の交付・不交付に関わらず、十分な財政支援を行うこと。

三つ目としましては、仕様書の改版に当たりましては、各自治体の移行状況を把握し、システム開発に手戻りが生じないように、仕様書を開発することにするように努めること。また、万が一改版が生ずる場合には、各自治体における手戻りへの対応に要する時間も考慮し、通常想定される改版から適合基準日までの期間を延長するなど、標準仕様書の改版が標準化移行の障害とならないよう十分に配慮をすること。

さいたま市からの提案以上となります。御審議の方、どうぞよろしく願いいたします。

○座長（山中横浜市長）

清水市長、ありがとうございます。

九都県市全体が抱える大きな課題であります。先般、衆院の特別委員会で標準化支援基金の延長が可決されましたけれども、今後も我々が持続可能な形で行政サービス提供していくことが必要ですので、国よる円滑な移行への支援、必要になってくるといふふうに思います。

それでは、ただいまの清水市長の御提案につきまして、御意見ございましたら、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。ございませんかね。ありがとうございます。

それでは、さいたま市からの御提案について、原案のとおり確定させていただいて、国に対し要望を行うこととしたいと思います。要望については、提案されたさいたま市さんをお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

○清水さいたま市長

はい、よろしくお願いいたします。

○座長（山中横浜市長）

よろしくお願いいたします。

（５）病院の経営危機への対応について

（神奈川県）

○座長（山中横浜市長）

続いての御提案は、神奈川県から、病院の経営危機への対応について、であります。黒岩知事、よろしくお願いいたします。

○黒岩神奈川県知事

はい、よろしくお願いいたします。本県からは、病院の経営危機への対応について、御提案させていただきます。

お手元または画面上の神奈川県資料を御覧いただきたいと思います。まず、提案の背景であります。物価や人件費の高騰が長期化する中で、医療機関は、国が定める診療報酬等を基本として経営を行っており、独自に物価高騰の影響を価格に転嫁するということが困難となっております。特に、入院医療機関である病院は、施設規模が大きいため、物価上昇に見合った適切な診療報酬が設定されないと、経営に与える影響が非常に大きいものがあります。総務省の令和5年消費者物価地域差指数によりますと、1都3県の物価水準は、いずれも全国平均以上となっており、都市部の病院への影響は甚大なものとなっております。

次のスライドを御覧いただきます。現状・課題であります。令和6年6月に診療報酬の改定が実施されましたが、物価や賃金が大きく上昇しているのに対し、診療報酬改定率は+0.88%に過ぎず、物価や賃金の上昇に見合っていない状況であります。3病院団体が実施した「病院経営定期調査」によりますと、収益性を表す指標である医業利益率は、令和5年6月が▲7.5%なのに対し、令和6年6月は▲9.8%であり、患者が増加すればするほど赤字が拡大するなど、病院の経営状況は、診療報酬改定前よりさらに悪化しております。

次のスライドを御覧いただきます。これに対し、国では、緊急支援パッケージとして補正予算が計上され、さらに、この4月には、入院時の診療報酬について臨時改定が行われましたが、関係団体からは不十分との声があがっております。このような状況を改善するためには、物価・賃金の上昇率をしっかりと加味して診療報酬を改定することが必要であります。また、改定が行われるまでの間は、国による緊急的な財政支援も不可欠であります。

次のスライドを御覧いただきます。病院が経営を安定させるためには、一定の収益を上げる必要がありますが、現状の制度では、例えば、全病床の5割までしか認められていない差額ベッド料など、入院等における関連サービスとして独自に設定できる費用や、収益を上げ

るために実施できる事業には大きな制限があります。また、医療以外の事業の実施は、基本的に禁止されているため、創意工夫による経営改善には限界があります。そのため、医療機関が独自の工夫により経営を安定化できるよう、患者に求めることができる費用や、附帯業務として実施できる事業の拡大など、規制を緩和することも必要であります。

そこで、次のスライドを御覧いただきます。提案内容です。

1. 直近の病院の経営状況を考慮し、地域医療を守るための診療報酬改定を速やかに実施すること。
2. 診療報酬体制について、今後も予想される物価・賃金の上昇に迅速かつ適切に対応できる仕組みを導入すること。
3. 診療報酬等の更なる改定が行われるまでの間は、その代替としての国から直接の補助や新たな交付金の創設などにより、物価水準や医療資源等の地域の実情も考慮した緊急支援を行うこと。
4. 持続的かつ安定した医療の提供に向けて、病院が患者に求めることができる費用や医療法人が実施できる事業の範囲など、病院の経営安定化に資する規制緩和等についても検討すること。

以上4項目について、特段の措置を講じていただくべく、九都県市首脳会議として国に要請するという御提案させていただきたいと思っております。私からは以上です。

○座長（山中横浜市長）

黒岩知事、ありがとうございました。

現在の診療報酬の枠組みだと、賃金それから物価の高騰の上昇への対応ももちろんなんですけど、医療が高度化、複雑化していますし、いろいろなこれまでになかった薬剤等も出てきていますので、やはり対応が十分に、適用ができていない、対応というよりは適応ができていない、というふうに感じます。おっしゃるとおりでありまして、病院の経営安定化というのは、地域医療を守るための基本ですから、知事の御提案、非常に重要だと思います。

それでは、ただいまの御提案について御意見ございましたら、挙手、熊谷知事、お願いします。

○熊谷千葉県知事

神奈川県は提案に賛同させていただきます。

地域における医療を確保するために、本当におっしゃるとおり、病院の経営安定化、大変重要であります。我々千葉県においても、医療関係者から相次いで、診療報酬改定、大変厳しい内容となっております。物価高騰の影響もある中で経営が成り立たないという声が多数上がっております。また、小児ですとか、周産期、救急医療、こうした政策医療の分野は、不採算になりやすく、運営費等への国庫補助があるものの、十分な支援になっているとは言い

難い状況であります。

我々千葉県でも、この令和6年度、地域の医療の砦となる複数の中核病院が、年間で10億、20億といった経営に危機をもたらす規模の多額の赤字に見舞われている状況であります。私も千葉県としても、この医療機関に対して、エネルギーですとか、食料品の価格高騰の影響を軽減するための支援を行ってまいりましたけれども、更なる物価高騰を受けて、国の補正予算を活用して支援を拡充することにいたしました。本来、医療機関の経営は、診療報酬によって賄われるべきものだというふうに思いますので、国においては、患者や自治体の負担増にも配慮しつつ、病院経営の安定化に向けて、しっかりと対応していただきたいというふうに思っております。九都県市として、しっかり国に求めていくことに大いに賛同いたします。

○座長（山中横浜市長）

熊谷知事、貴重なコメントありがとうございました。

その他、御発言ございましたら挙手をください。よろしいでしょうか。

はい、それでは、神奈川県からの御提案について、原案のとおり確定させていただいて、国に対し要望を行うこととしたいと思います。

要望については、提案された神奈川県にお願いをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○黒岩神奈川県知事

はい、了解しました。ありがとうございました。

○座長（山中横浜市長）

どうもありがとうございます。

（6）不登校児童生徒の多様な学びの場の確保と支援の充実について（相模原市）

○座長（山中横浜市長）

続いての御提案に移ります。相模原市から、不登校児童生徒の多様な学びの場の確保と支援の充実について、です。本村市長、よろしくお願いたします。

○本村相模原市長

相模原市の本村です。

それでは説明させていただきます。不登校児童生徒の多様な学びの場の確保と支援の充実につきまして、国に要望することを提案させていただきます。

提案の背景でございますが、全国の小中学校の不登校児童生徒数は、令和元年から5年までの4年間で約2倍に増加しており、令和5年度には約35万人となっています。また、1

都3県においても、全国と同様に増加傾向にあり、学校現場や自治体の支援がますます重要になっています。

文部科学省では、誰一人取り残されない学びの保障に向け、COCOLO（こころ）プランを策定し、「校内教育支援センター」や「学びの多様化学校」の設置促進を各自治体に求めています。

一方で、不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で相談や指導等を受けていない児童生徒は約4割に上り、中でも、欠席日数が90日以上の子童生徒においては、学校とも地域社会ともつながりが持てていない可能性が高く、適切な支援が行き届いているとは言えない状況です。

まず、校内教育支援センターについてですが、不登校状態にある児童生徒が安心して過ごせる校内の居場所であり、自分に合ったペースで生活・学習ができ、コミュニケーション能力を育むことを目標としています。

こうした目標を達成するためには、運営する職員の高度な支援スキルや、児童生徒や保護者との丁寧な関わりが求められることから、在籍校の教職員が指導にあたることもあります。相模原市においても、在籍校の教職員が指導にあたっています。

しかしながら、国の「校内教育支援センター支援員配置事業」の補助対象は、センターを運営する会計年度任用職員のみとなっており、在籍校の教職員がセンターの支援に当たり、その代替で雇用した教職員の報酬等は補助対象になっていません。また、支援員を配置してから最長3年間の補助となっています。さらに、センターの運営は非常勤職員が担うことが想定されているため、センターの運営を担う教職員は、教職員定数に位置付けられていません。こうしたことから、現在の仕組みでは、経験や知見のある在籍校の教職員が児童生徒や保護者に対して直接支援することが難しい状況です。

次に、学びの多様化学校についてですが、指導内容の異学年への移行や、授業時数の削減ができるなどのメリットがあります。

学びの多様化学校は、児童生徒や保護者が通いやすく、かつ児童生徒のニーズに合わせ設置されることが重要ですが、校内の敷地に分教室等が設置できないことや、在籍学校から転校しなければならないこと、特別支援学級等と比べて配置される教職員数が少ないなどの条件や課題があることから、全国的にも設置が進んでいない状況です。

最後に、地域における児童生徒の居場所づくりについてですが、こども家庭庁は、現在、地域における不登校の子どもへの支援体制を構築するため、首長部局と教育委員会が連携して取り組むモデル事業を実施しています。地域における支援を進めていくためには、地域社会の力が不可欠ですが、地域の活動主体は、つながりの希薄化や担い手不足、活動資金の確保といった課題を抱えています。こうした地域の実情を踏まえた学校外における児童生徒の居場所づくりへの支援が必要です。

以上の課題に対し、国に対して、次の3項目について、要望したいと考えております。

1点目は、校内教育支援センターについてです。在籍校の教職員が指導等に当たり、その

教職員の代替として非常勤で雇用する教職員の報酬等を新たに対象経費とするよう拡充するとともに補助年限を撤廃すること。また、センターの運営を担う教職員を、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」における教職員定数に位置付けること。

2点目は、学びの多様化学校についてです。地方公共団体によって設置及び運営が弾力的に行えるよう、「学びの多様化学校設置促進事業」における校種要件や転籍要件を緩和すること。また、「学校型」多様化学校の教職員定数については、現行よりも手厚い支援を可能とする新たな基準を設けること。

3点目は、子どもの居場所づくりについてです。地域資源と連携し、学校外の児童生徒の居場所づくりを進めていくため、「地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業」について、成果を検証し、事業の継続や好事例の全国展開といった必要な対応を行うこと。

最後に、相模原市としては、今回の要望により、子どもたちが安心して学び、未来に向かって歩み出せる環境や、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を実現してまいりますと考えています。相模原市から説明は以上です。

○座長（山中横浜市長）

本村市長ありがとうございます。

本市におきましても、不登校児童生徒数が過去5年間で1.7倍に上がっています。誰一人取り残されない学びに向けまして、自治体できめ細やかな対応ができる仕組みが不可欠だというふうに思います。

ただいまの本村市長の御提案につきまして、御意見ございましたら挙手をお願いいたします。

神谷市長、よろしく申し上げます。

○神谷千葉市長

はい、ありがとうございます。相模原市の提案に全面的に賛成いたします。

千葉市でも、不登校児童生徒数、増加の一途をたどっておりまして、学校現場では教職員が、交代で支援に当たっているという状況で、児童生徒への継続的な支援が難しいのが実情です。我々も、国の支援事業ですとか、加配定数を活用しまして校内教育支援センターに専任の支援員の配置を増やしてきていまして、今年度は17校まで広げているのですが、ニーズに全く追いついていない状況であります。実際、支援員を配置した学校では効果が出ておりまして、専属できめ細かく見るべき事業でないかと思っておりますが、今の国の支援事業、国の補助率1/3でかつ3年間に限定と、また、加配定数については、いじめや不登校といった課題ですとか、少人数指導に対応する必要がある中で、配置が十分ではありません。加配の考え方をこちらなりに解釈すると、どの学校にも支援が必要な不登校児童生徒がいるという前提に立っていないのではないかと、ということ、また、手の空いた教職員で対応す

れば良くて、専任によりきめ細かく対応することが必要との前提にも立っていただけないのではないかと思わざるを得ない状況であります。

ですので、支援事業の補助対象経費の拡大、対象経費や期間の拡充、また提案にもありませんけれども、教職員の基礎定数に位置付けていただいて、恒常的に配置できる制度的枠組みを確立していく必要があると思います。

また、学びの多様化学校の設置についても、千葉市でも学校型の開校の準備を行っているところなのですが、通いやすい学校を目指して、教育センターとの相談機能、支援体制の連携など検討を進めておりますが、何よりも人が対応することが重要でございますので、今後、学びの学校について、教職員定数を充実していくことが不可欠ではないかというふうに思っております。このタイミングで国に対して求めていくことに大いに賛同するものであります。以上であります。

○座長（山中横浜市長）

神谷市長ありがとうございました。

福田市長、先ほどお手を挙げられていましたけれど。

○福田川崎市長

ありがとうございます。

神谷市長とはほぼ被っておりますが、私たち川崎市も、令和元年から5年までの5年間で小学校では不登校児童が2倍に増えておりまして、大変深刻な問題だと受けとめています。市内のすべての不登校児童生徒を全数把握しました。例えば、校内教育支援センターに行っている子ども、あるいは、校外のものに行っている子どもとか、その状況を全て把握して取組を進めているのですが、神谷市長がおっしゃったように校内教育支援センター、私たちは「別室指導」と言っていますが、ここは非常に効果が出ているということがしっかりと表れていますので、効果の表れているところにしっかりと人員配置していく、お金をかけていくということは必要なことでありまして、国も深刻に受け止めていただいている以上、こういったところにしっかりと加配ですとか、支援の充実を求めていくということは、大変重要なことだと思っておりますので、大いに賛同させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○座長（山中横浜市長）

福田市長、ありがとうございました。

その他、御意見ございます方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ただいまの相模原市からの御提案について、原案のとおり確定させていただいて、国に対し要望を行うこととしたいと思います。

要望については、提案された相模原市にお願いをしたいと思っておりますが、本村市長よろしい

でしょうか。

○本村相模原市長

よろしく申し上げます。

○座長（山中横浜市長）

はい、どうもありがとうございます。

（７）盛土規制法の規制開始について

（千葉県）

○座長（山中横浜市長）

続いての御提案が千葉県からでして、盛土規制法の規制開始について、であります。熊谷知事、よろしくお願いいたします。

○熊谷千葉県知事

はい、ありがとうございます。千葉県から、盛土規制法の規制開始について、法の周知や運用上の事例研究に共同して取り組むことを提案いたします。

令和３年に、静岡県熱海市で、御承知のとおり大規模な土砂流が発生をし、甚大な被害が生じました。これまでは宅地、森林、農地などの土地の用途別に、それぞれの個別の法律によって開発を規制しておりましたが、各法律の目的の限界などから、盛土等の規制が必ずしも十分ではないエリアが存在しておりました。そこで国は、宅地造成等規制法を抜本的に改正し、危険な盛土等、全国一律の基準で包括的に規制をする盛土規制法が令和５年に施行されました。

この盛土規制法の概要の中で、今回、重要視しておりますのが、スライドの１と３になります。盛土規制法では、スキマのない規制を実現するため、知事などが規制すべき区域を指定し、規制対象には、宅地を目的とする造成だけではなく、農地・森林における盛土等などや一時的な堆積も加えられました。また、責任の所在を明確化するため、土地所有者などが盛土等を常に安全な状態に維持する責務も明記されました。

九都県市においては、スキマのない規制に向けて、東京都の島しょ部の一部を除く全域が規制区域に指定され、令和７年の７月までに規制が開始されます。

盛土規制法による規制により、実際に住民を守っていくためには、いくつかの課題が挙げられます。御覧いただいているグラフのとおり、令和３年度に行われた全国の盛土総点検の結果、九都県市に盛土全体の約半数が集中しておりました。これは、建設残土の発生地が、やはり東京や神奈川含めて、この九都県市が多く発生するということが、また、その中でも千葉県、非常に多いのですけれども、千葉県がこの首都圏の中にあって地形平坦、丘陵地が多いといった特徴がございます。九都県市では、この盛土規制法の対象となる盛土等が数多く、今後も発生することが予想されます。

次に、令和3年の総務省による建設残土対策に関する実態調査によりますと、建設発生土の埋め立てでは、都道府県域を越えて搬入された事案がみられ、地方公共団体ごとの個別の対応だけでは十分でないケースも生じております。この盛土規制法の運用を広域的な観点から検討していくことが重要と私も考えています。

さらに、土地所有者が、所有地から離れて暮らしているなどの理由によって、知らない間にこの盛土がされた事例が発生しております。この九都県市の区域で言えば、ある種、千葉県に土地を持っているけれども、東京にお住まいの方など含めて、この九都県市の中で住んでいる場所と所有している土地というのが違うというケースは多々あるというふうに思っております。この当該都県市外の土地所有者も含めて、制度を広く周知をしていくことが重要であります。

課題への対応に加えて、この規制開始直後では事例の積み上げがないことから、各都県市が個別に課題に対応することが難しい状況にあります。そこで、法の周知、それから運用上の課題等については、九都県市が連携して対応することが効果的だと考えます。

つきましては、法の周知徹底などと、法の運用上の事例等の共有及び課題の研究に共同して取り組むことを提案いたします。取組の例でありますけれども、法の周知徹底として、各都県市の規制内容をはじめとする制度を広く周知をするために、共同でキャンペーンを実施するなど、効果的なPR方法の検討や実施。また、他にも法の運用上の事例の共有や課題の研究として、一斉パトロールによる不法盛土への対応やDXの活用等の事例の共有、また、手続面や技術面における課題等の共有・研究、こうしたことを行っていきたいというふうに考えておりますので、ぜひ御協力をいただければというふうに思います。

千葉県からは以上です。

○座長（山中横浜市長）

熊谷知事、どうもありがとうございました。

本市においても、この4月から盛土規制法の運用を開始したところですが、この九都県市で、事例・課題を共同研究していくスキームがあると大変ありがたいなというふうに思います。

それでは、今の熊谷知事の御提案につきまして、御意見ございましたら、挙手をお願いいたします。

本村市長、よろしく申し上げます。

○本村相模原市長

千葉県の提案に、賛成の立場で発言させていただきます。

相模原市では、今月1日に、市内全域を規制区域に指定し、盛土規制法による規制を開始していますが、改正前の市土砂条例の規定による届出等の実績から、近隣都市の建設発生土が本市に搬入されている実態があります。本市では、盛土規制法に基づく手続面や技術面に

おける具体的な事例が積み上げられておらず、事業者からの許可対象規模の該当確認や、技術的審査に係る相談に対する回答をする際に、確認や検討に時間を要しています。監督処分や改善命令を躊躇なく発動するための事例や知見が、本市では不足しており、九都県市の事例共有や共同研究は有益であると考えていますので、本提案に賛成いたします。以上です。

○座長（山中横浜市長）

本村市長、どうもありがとうございます。

その他、御意見がございましたら。

さいたま市さん、よろしくお願いします。

○清水さいたま市長

はい。さいたま市も千葉県提案に賛同したいと思います。

千葉県からの御提案のとおり、盛土規制法の内容、市民や関係者に広く周知することは、まず非常に重要であると考えております。また、本市におきましても、土の移動が市を跨いでなされることを見受けられます。県内あるいは九都県市における広域的な連携・情報共有が非常に重要であると感じています。

さらに、お話がいろいろありましたけれども、やはり事例の積上げがまだないために、個別対応が難しい状況も予想されておりますので、本市もこの連携に積極的に参加し、協力したいと思っています。

本市では、令和7年5月26日の運用開始に向けまして、制度を広く周知するために、市報での掲載、またホームページの周知、また業界団体への周知、また規制区域指定の公示に合わせまして、報道機関への資料提供を実施してきたところでございますが、今後、運用開始に合わせまして、各区役所が運行する青色防犯パトロール車なども活用した周知を行っていく予定でございます。

また、盛土規制法の運用開始にあたりまして、盛土規制に関する事務の指揮命令系統を一本化し、推進体制を強化するために、盛土規制を担当する部長級職員を配置するなど、職員の再編も行ったところでございます。運用上の課題への対応としまして、不法盛土等に対して適切な対応を行うために、関係各課との連携を図り、迅速かつ適正な是正指導等を行うための庁内連絡会議も設置をしたところであります。

また、盛土規制法の実務の効率化や情報共有を図るために、許可、届出情報及び不法盛土等の情報を一元管理できるように盛土情報システムを構築しているところであります。

今後は、九都県市が連携して効果的な周知徹底の仕方、あるいは法の運用上の事例など、共有し課題を研究して、広域的に連携して進めることが必要であると考えております。

千葉県の提案に賛同するところであります。

○座長（山中横浜市長）

清水市長、どうもありがとうございました。

その他、御意見ございましたら挙手ください。よろしいでしょうか。

それでは、千葉県からの御提案について、原案のとおり確定をさせていただきます。九都
県市で検討会を設置して議論を進めたいと思います。

今後の進め方については、提案された千葉県を中心に御検討いただきたいと思いますが、
よろしいでしょうか。

○熊谷千葉県知事

はい、わかりました。

○座長（山中横浜市長）

どうも、ありがとうございます。

あと、首脳提案については、東京都さんが残っているのですが、小池知事がお越しになら
れてからとさせていただきます、次の議題に進ませてください。

4 協議

（1）地方分権改革の推進に向けた取組について

○座長（山中横浜市長）

次第4であります。地方分権改革の推進に向けた取組について、協議をさせていただきます。
資料2を御覧いただけないでしょうか。

こちらに、九都県市として、地方分権改革の実現に向けた要求文を取りまとめました。1
ページから15ページが文案となっております。昨年10月の首脳会議で取りまとめた要求
文を基に、国の議論の状況や物価高騰などの社会情勢を踏まえまして、取りまとめておりま
す。新しい箇所、修正箇所につきましては、黄色のマーカーで示しております。

この要求文の中にあるいずれの項目も重要なのでありますが、16ページにA4版の横の資
料ですけれども、別紙として主な説明項目をまとめてございますので、こちら、お目通しく
ださい。

御意見等があれば挙手お願いいたします。

大野知事、よろしく申し上げます。

○大野埼玉県知事

はい、ありがとうございます。

この地方分権改革の実現に向けた要求の文章について、2点、御意見をさせていただきます
と思います。

1点目は、（1）の「地方税財源の充実・確保」のうちの、ウの「子ども関連施策に係る
地方財政措置」の高校授業料の無償化に関する部分であります。こちら、本県から提案した

ものの、表現の調整が間に合わず反映できなかった内容ですけれども、今後、授業料の無償化によって、特に都市部など、人口が多く私立高校が多く存在する地域では、私立高校への進学を希望する生徒が増えることが見込まれます。他方、専ら公立高校は、そうではない地方、郊外などの私立高校が少ない地域で生徒を受け入れる役割を、結果として高コストで担うことが想定され、そうなるのであれば、結果として国民の負担増につながる財政負担も強いられることとなります。このような中、地域における高校教育の維持向上が図れなくなることがないように、地域の公立高校への支援の抜本的拡充を図ることについて追記をお願いいたします。

私立学校の授業料に関しては、地域偏在が歴然と存在する中、居住する自治体によって格差が生じることは好ましくないとして、国が一律的に取り扱うべきとしてきた立場からすれば、私立高校の授業料無償化そのものについてはよいとは思いますが、その制度設計についての課題を指摘させていただいております。無償化を急ぐあまり、地方の学生が教育を受ける選択肢を失い、結果として公的負担、社会の負担が増加することは、好ましいとは思えないと考えています。

2点目でありますけれども、オの「防災・減災に係る財源の確保」の下水道施設に関する部分であります。令和7年1月28日、本県で下水道管破裂に起因する陥没が発生し、多くの県民に下水道の使用自粛をお願いするなど、県民生活に甚大な影響が発生したところであります。下水道施設は排水を止めることができず、また、確立した手法がない中、現在も復旧に向けた工事を行っているため、下水道施設の修繕や更新に係る交付金の拡充と、工法の確立について要望の追記をお願いいたしました。こちらは、急きよ、本県から提案した内容であり、事務局をはじめ皆様には大変短い中で御対応いただき、改めて感謝を申し上げます。

なお、現在、復旧に向けた工事を行っているところですが、管渠の補修・補強の工法としてSPR工法などの手法がありますが、これはあくまでも補修や補強に過ぎず、事故が起きた管渠を含め、更新を行うものではないばかりか、水位が高かったり、あるいは流速が速い、管が太い場合には適用できないなどの課題があり、結果として事故が発生した中川流域下水道の中央幹線のような大規模管渠の更新手法は確立されておられません。

このように、これまで補修や補強が行われてきたSPR工法などはありますが、今回の事故に伴い、初の更新が必要とされることになりました。今回の八潮市の事故では、管渠に問題が生じた原因すら現時点では不明なところ、補修・補強のタイミングや点検の方法についても再検討する必要がある中、今後の更新の工法の確立も喫緊の課題です。このため、流域下水道の大規模管渠の改築・更新の工法が確立していない旨の追記も是非お願いいたします。以上です。

○座長（山中横浜市長）

大野知事、ありがとうございました。

ただいまの知事からの御提案について御意見ございましたら、挙手をお願いいたします。
よろしいでしょうか。

はい、それでは大野知事の御提案について、修文を行うということによろしいでしょうか。
ありがとうございます。

○大野埼玉県知事

どうもありがとうございました。

○座長（山中横浜市長）

その他、御発言等がございましたら、この地方分権改革の推進に向けた取組について、ございましたら。

熊谷知事、よろしく申し上げます。

○熊谷千葉県知事

山中市長、また、横浜市の皆様方には、この要求文の取りまとめ、御尽力いただきましてありがとうございます。私の方からは、この「地方税財源の充実・確保」に関連をして、居住する地域にとらわれない子ども施策の実現及び税源の偏在是正の観点から、コメントをさせていただきます。

これまで国の責任と財源において、居住する地域にとらわれない子ども施策を実現すべきであると、九都県市が一致して国に求めてまいりました。国において、高校授業料、また学校給食費の無償化が拡充されることについては、要望に沿うもので評価をいたしますが、これは様々な政治情勢のもとで、実現をしたものというふうには受け止めております。行政サービスの地域間格差の背景にある税源の偏在は解消されておらず、今後も他の様々な分野で格差が生じる可能性があります。国が本来行うべき領域が、自治体が行うべきものとして、県民やまた関係者が認識を誤ってしまう、そういう恐れもあるというふうに考えております。地域偏在性が小さく、税収が安定的な税体系の構築について、引き続き国に対し働きかけていく必要があるというふうには考えております。

○座長（山中横浜市長）

熊谷知事、どうもありがとうございました。

ただいまの知事からの御発言について、御意見ございましたら、挙手申し上げます。

黒岩知事、よろしく申し上げます。

○黒岩神奈川県知事

はい、ありがとうございます。熊谷知事の御意見に賛同する立場から発言させていただきたいと思っております。本県では、これまで子ども施策などにおいて、住んでいる地域により負担

に差が生じるのは県民目線から納得できない、その背景には財政状況の違いがあると繰り返し訴えてまいりました。

令和7年度与党税制改正大綱では、行政サービスの地域間格差が顕在化しているということと、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力の格差の状況について、原因・課題の分析を進めるということが明記されました。このことは、行政サービスの地域間格差とその背景にある税収偏在について、国も対策が必要と認識していることの表れであり、一歩前進と評価をしています。しかし、今年度も、本来全国一律で行われるべき病院経営に対する支援などで新たな格差が生じており、今後もさらに拡大する可能性があります。更なる格差を生じさせないためにも、地域偏在性が小さく、税収が安定的な税体系の構築に取り組んでいただくよう、国に対して強く働きかけていく必要があると考えております。以上です。

○座長（山中横浜市長）

黒岩知事、ありがとうございました。

大野知事、よろしく申し上げます。

○大野埼玉県知事

はい、ありがとうございます。私も、千葉県の御発言に賛成の立場からお話をさせていただきます。

行政サービスの地域間格差については、これまでも様々な議論がありましたが、地域によって格差があってはならない、福祉や教育の分野での行政サービスで大きな格差が生じている状況であり、直ちに解消しなければならない喫緊の課題だと思います。要望文にあるとおり、「国から地方への財源移譲等により、地域偏在性が小さく、安定的な税収を確保できる地方税体系を早急に構築すること」について、国に要望することは九都県市の総意だと思います。他方、令和元年度の特別法人事業税・譲与税制度創設時からの地域間格差の更なる拡大やeコマースの進展等を踏まえ、国において、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律附則第9条に基づき、法律の施行後の全国状況を調査分析するとともに、その調査分析を勘案し、適切な偏在是正措置を講じるべきだと考えています。

先ほど、黒岩知事から与党税制改正大綱の話があり、一歩前進と評価するという話はありませんでしたが、この分析について、まだ具体的な動きが確認できていないところであります。従いまして、本県も、千葉県、神奈川県の見解と同様に、地域偏在性が小さく、税収の安定的な税体系の構築につき、引き続き国に対し働きかけていく必要があると考え、賛成いたします。

○座長（山中横浜市長）

どうもありがとうございました。

東京都からよろしく申し上げます。

○松本東京都副知事

ありがとうございます。東京都の意見を申し上げます。

各地域が抱える課題や状況を踏まえて、それぞれの自治体が必要な行政サービスを展開していくことが、地方自治の基本であります。そうした中で、行政サービスに違いがあるとしますと、知事や市長の皆様が何を重視するか、いわばプライオリティの問題であると考えておりまして、都の場合も、その時々切迫性の高い課題などについて対策を講じてきているところでございます。

これも都の場合でございますが、財源につきましては毎年度、事業の徹底した見直しを積み重ねて、この9年間で合計9,400億の財源を捻出してきたところでございます。

御案内のとおりでございますが、我が国の財政は、租税収入の配分が国税と地方税で6対4というのに対して、歳出の配分が4対6ということで、依然として逆転状態が続いております。ですので、地方が担うべき事務と権限に見合う地方税財源の充実・確保こそ、九都県市で連携をさせていただいて、国に強く働きかけていくことが何より重要であると考えております。

それから、eコマースについて少しお話があったので、私どもでも確認をしていたところですが、ネット販売の7割を占める主要30社の法人事業税収の全体に対する割合が、全国、東京都ともに0.5%程度の推移で、両者に差はなく、税収の集中が進展しているという状況にはないという認識でございます。以上でございます。

○座長（山中横浜市長）

松本副知事どうもありがとうございました。

前回も同様の内容が議論になったと思うのですが、全会一致で収束を試みるこの九都県市首脳会議のこれまでのやり方がありますので、今回、今の議論が分かれている状況で、御提案内容について、九都県市の合意による修文について、なかなかちょっと難しいのかなという、前回もそうだったので、と思うのですが、いかがでしょうか。

前回、原案のままと御提案させていただいたので、今回も同様の御提案させていただきたい、原案のままとさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

○大野埼玉県知事

座長、一任いたします。

○座長（山中横浜市長）

はい。首長の皆様、よろしいでしょうか。私預かりとさせていただいてよろしいでしょう

か。

はい、それではまず、大野知事から御発言ございました高校の無償化と下水道施設に関する項目については、事務的に、事務レベルで文案を一部修正して確定をさせていただきます。その後、国に対して要望をさせていただければと思います。

なお、要望については本市に一任をしていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。大野知事、しっかりまとめて要望してまいります。

5 報告

(1) 首脳会議で提案された諸問題等に関する検討状況について

○座長（山中横浜市長）

続いて、次の次第でございますが、次第の5、首脳会議で提案された諸問題等に関する検討状況についての報告です。資料3を御覧ください。

それぞれの検討の成果と今後の取組案についておまとめしております。こちらについては、個々の内容の説明は省略いたしますが、御発言等ございましたら、挙手をお願いいたします。

大野知事、よろしく申し上げます。

○大野埼玉県知事

はい、たびたびありがとうございます。

報告事項Iの2(3)「中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた価格転嫁の円滑化」につきましても、昨年10月の首脳会議で皆様に御賛同いただき、検討会を立ち上げ、取組を実施しているところであります。このうち、お手元に配布しております資料「別添5」では、連携して実施する取組の一つとして、価格転嫁に関する依頼文あるいはチラシを作成し、九都県市の首長連名により、企業・経済団体に通知を発出することとしています。資料では8月頃の発出としておりますが、今回、トランプ関税の影響によって、中小企業にしわ寄せ、つまり関税の影響によって、下請け企業等に様々なしわ寄せがいく可能性が出てきている中、そういったことはないよう早急な対応が必要なことから、8月ではなく速やかに発出することといたしたいと思っております。

引き続き、円滑な価格転換の実現に向け、九都県市で連携した取組を進めてまいりたいと考えておりますので、ぜひ御協力をよろしくお願い申し上げます。

私からの御報告は以上です。

○座長（山中横浜市長）

大野知事、どうもありがとうございました。

その他、御発言ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これを持って報告とさせていただきます。ありがとうございました。

7 その他

(1) GREEN×EXPO 2027 について

(横浜市)

○座長（山中横浜市長）

続いて、次第6、座長提案の前に、次第7、その他をさせていただきます。

まず、本市、県、国、博覧会で行う GREEN×EXPO について、私から発信いたします。各都県市の皆様、これまで GREEN×EXPO につきまして、様々な場面を通じて御支援を賜りまして、誠にありがとうございました。

また、自治体出展についても御協力をいただきまして、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。GREEN×EXPO を開催までいよいよ2年となりましたが、この2年前を契機に、新たなPR動画を作成いたしましたので、御覧ください。

<動画放映>

引き続き、こちら準備を進めておりますので、機運醸成に御協力いただけますよう、お願い申し上げます。私からは以上です。

黒岩知事、何かございますか。

○黒岩神奈川県知事

はい、私どもも、この GREEN×EXPO2027 について発言させていただきたいと思います。本県でも県内全域での機運醸成の取組に加えて、県の出展に向けて準備を進めておりまして、この4月には新たに国際園芸博覧会推進室を設置して、人員を倍増する体制を強化したところでもあります。

県内の機運醸成については、本県ゆかりの著名人の方々により結成した、「GREEN×EXPO2027 応援団」の皆様、様々な場面でPRいただいております。今後も博覧会の開催に向けて、オール神奈川で機運を盛り上げていきたいと思っております。

県の取組としましては、県の出展に関しては、「“ Vibrant INOCHI” 一人ひとりのいのち輝く」ということをメインテーマに掲げておりますけれども、今回の大阪・関西万博もいのち輝くなんですけれども、私は14年前から神奈川県で言い続けてきたことなのですが、2年後の GREEN×EXPO においては、英語表記にして、Vibrant INOCHI、これで訴えていこうと思っています。今ここに、スライドで見えているのが、Vibrant INOCHI を紹介するツリーの形になっているところでもあります。これで今までもすでに、国際展開で Vibrant INOCHI が大事だということを言ってきて、この画で皆さんに御理解いただきましたので、これを徹底的に押していく。これをテーマとした、今、オリジナルミュージカルを準備しているところでもあります。GREEN×EXPO2027 の開催まであと2年を切ったところでもありますから、皆様と一緒に成功に向けて力を合わせてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願

いたします。私からは以上です。

○座長（山中横浜市長）

黒岩知事、どうもありがとうございました。その他、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

続きまして、東京都、小池知事から SusHi Tech について、及び、世界陸上及びデフリンピックについて、この2件について、御発言をお願いいたします。

(2) SusHi Tech Tokyo 2025 について (東京都)

(3) 東京 2025 世界陸上・東京 2025 デフリンピックについて (東京都)

○小池東京都知事

はい、山中座長ありがとうございます。そして、首脳の皆様方、たった今まで、デンマークの国王陛下からお招きいただき、会合に出ておりました、ここまで松本副知事に代わりを務めていただきました。大変遅くなりました。申し訳ありません。

それでは、私の方から、5月、来月開催いたします、アジア最大級になりましたスタートアップのカンファレンス、SusHi Tech Tokyo 2025 について、お知らせさせていただきます。SusHi Tech Tokyo は、別にお寿司の会ではありません。サステナブルな都市を、ハイテクノロジーで実現をするということで、Sustainable と High Technology を重ねて、SusHi Tech と呼んでおります。今年は、5月8日から10日まで東京ビッグサイトで開催をいたします。世界中から投資家の皆さん、企業、海外都市の様々な関係者などが集って、未来の都市について、大胆に議論をする。また、埼玉県、横浜市など30を超える自治体の皆様、約500社のスタートアップの皆様が出展をされまして、様々な交流を通じて、イノベーションの種を生み出していこうというものでございます。AI（人工知能）、Quantum（量子技術）、そして Food Tech（食）に焦点を当てました様々なセッション、そして、先端技術の展示を行いますほか、大型のロボットの搭乗体験など、多くの方々に未来の都市を体感していただきたいと思っております。そして、最終日、5月10日はパブリックデイといたしまして、未来を担う子どもたち、そして学生さんをはじめ、すべての方々に無料で御入場いただけるような仕組みにしております。ゲームそしてワークショップなど、未来のテクノロジーを楽しみながら体験できる様々なコンテンツを展開してまいりたいと思っております。九都県市の自治体の皆様方にも、どうぞ足を運んでいただいて、みんなで流れを作っていきたいと、このように考えております。よろしくお願いいたします。

もう1点で、引き続きお伝えしたいと思っております。スポーツでございますが、東京2025世界陸上、そして、東京2025デフリンピックについての御紹介でございます。こちらは今年の9月に世界陸上、そして11月にデフリンピックが東京で開催されるということでございます。世界陸上については、200以上の国や地域から集まるトップアスリートを間近で見ることができます。次の時代を担う子どもたちに夢と希望を与える絶好の機会となるかと存

じます。

デフリンピックにつきましては、きこえない、きこえにくいデフのアスリートの皆さんを対象とした国際大会でございますが、デフスポーツへの理解の裾野を広げます。そして、互いの違いを認め合いながら、尊重し合う共生社会づくりに貢献するものでございます。

都といたしまして、昨年、両大会の1年前イベントを実施いたしました。そして、二つの大会の開催の意義、魅力の発信を行っております。また、デジタル技術を活用しまして、ユニバーサルコミュニケーションの促進、また、デフアスリートに届けます、新しい応援スタイル、「サインエール」と言っていますけれども、この「サインエール」の制作なども行っております。今日は、二つの大会のバッジを配付させていただいております。今後も、節目のイベントなど様々な取組を展開してまいりますので、引き続き、九都県市の皆様にお力添えをいただきながら、共に両大会の気運醸成に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。ありがとうございます。

○座長（山中横浜市長）

小池知事、ありがとうございました。

以上のSusHi Tech、世界陸上、デフリンピックについて、何か、御発言がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

続いて、小池知事から、米国による相互関税等への対応に関して、御発言ございますので、よろしくをお願いします。

○小池東京都知事

はい、今、最もホットな 이슈でございますが、東京都から、今般のアメリカの相互関税への対応について、申し上げておきたいと思っております。

相互関税が発動されて、緊迫する国際情勢、加速度的に不透明感を増しているのは、御承知のとおりでございます。関税は、まさに国において対応すべきものでございますが、足元の事業者の皆様方からも売上、受注減などの声をすでにいただいております。都といたしましても、危機感を持って、状況を注視しているところでございます。

そこで、都は昨日、愛知県大村知事と共同で、石破首相そして赤澤大臣に、緊急の要望をいたしました。東京都と愛知県には、今回の関税措置の影響を受けやすい製造業、合わせまして約6万社ございますし、また、このほか幅広い業種の企業が数多く立地をしているところであります。企業数を合わせますと約62万社で、これは全国のおよそ2割を占めることとなっております。相互関税の見直しを実現させること。また、喫緊で影響が出ている事業者の不安を払拭できるようなスピード感を持って支援すること。さらに、自治体がそれぞれの実情に応じた取組を展開できるよう、状況の変化に応じた様々な支援を行うこと。そして、適切な価格転嫁が行われるよう、実効性のある措置を講ずることなどお願いをいたしたところでございます。また、今回の関税措置、これを契機にしまして、日本経済の持続的

な成長に向けました構造的な課題などに対しての抜本的対策についても求めてきたところ
でございます。

一方で、アメリカの方の政策が二転三転をしているということから、どのような影響が実
際に出てくるのか、そして、影響が一体いつまで長引くのか、わからないところございま
す。引き続き、九都県市の皆様と連携しながら、都民、県民、事業者の不安解消に向けまし
て、国にも働きかけながら一緒に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○座長（山中横浜市長）

小池知事、ありがとうございました。

今回のアメリカによる相互関税については、九都県市にとどまらず、日本全体に与える影
響が極めて大きく、強い危機感を持っております。九都県市としても、経過交渉を、交渉の
経過を注視した上で、必要な対応について、皆様方と相談をさせていただきたいと思いま
す。

よろしいでしょうか。

（４）大宮盆栽村 100 周年について

（さいたま市）

○座長（山中横浜市長）

続きまして、大宮盆栽村 100 周年について、さいたま市清水市長より御発言お願いいたし
ます。

○清水さいたま市長

それでは、さいたま市からは、大宮盆栽村開村 100 周年について、御紹介をしたいと思います。
皆様に、リーフレットそしてクリアファイル、またアクリルスタンドをお送りさせて
いただいていると思います。

世界に誇る名品盆栽の聖地であります、大宮盆栽村は、今年開村 100 周年を迎えます。歴
史と伝統を受け継ぎつつ、次の 100 年に向かって、2025 年を更なる飛躍の年にしてまいり
ます。そこで、年間を通じまして、様々なイベントを展開してまいります。大盆栽まつり、
大阪・関西万博への出展、また、ビジネスコンテストなど、大宮盆栽の振興に資する様々な
イベントを予定しております。さらに、2027 年 3 月から横浜で開催されます GREEN×
EXPO2027 におきましても、本市の代表的な地域資源であります、大宮盆栽と見沼んぼの
二つを軸に展示を予定しております。

最後に、大宮盆栽の魅力を感じていただきたく、PR 動画の御紹介をさせていただきます。
アンバサダーに就任をいただきました俳優の高橋ひかるさんに御出演いただきまして、大
宮盆栽の魅力を、光と影で引き立たせた映像となっております。今回は、ティザー動画とな
っております。本編の動画については、公式ウェブサイトにて公開しておりますので、併せ
て御覧いただけますと幸いです。

<動画放映>

以上でございます。ありがとうございました。

○座長（山中横浜市長）

清水市長、どうもありがとうございました。

続きまして、次第には記載ございませんが、相模原市から、QRコード決済を利用した被災地支援について、御発言でございます。本村市長、よろしく願いいたします。

○本村相模原市長

相模原市では、デジタル募金箱による寄附金の受付を、本年3月28日からスタートしました。このデジタル募金箱を始めるきっかけとなりましたのが、昨年1月に開催した「はたちのつどい」において、会場内に通常の募金箱を設置し、能登半島地震への義援金を呼びかけたところ、若い方は、現金を持ち歩く方が少ないためか、「キャッシュレス決済で募金ができないのか」との意見をいただいたことがきっかけでした。

このたび、NTTドコモさんから協力を得られ、「大船渡市における大規模火災支援金」、「令和6年能登半島地震災害義援金」、「令和6年能登半島大雨災害義援金」の3種類について、ドコモさんのd払いを利用して、寄附を受け付けることができるようになりました。

QRコード決済を利用した義援金等の寄附受付は、地方公共団体においては、おそらく今回が初の取組となるそうです。QRコード決済を活用している自治体は、多くなってきていると思いますが、こういった被災地支援のための寄附など、様々な事業にQRコード決済は活用できるため、紹介させていただきました。今後も、九都県市として、皆様と一緒に被災地支援に取り組んでいけたらと思います。

相模原市からは以上です。

○座長（山中横浜市長）

本村市長、どうもありがとうございました。

以上に関して御発言ございましたら、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次第7、その他は、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

3 首脳提案

（8）働く女性の活躍推進について

（東京都）

○座長（山中横浜市長）

それでは、次第3の首脳提案に戻りまして、東京都から、働く女性の活躍推進について、小池知事から御説明をお願いいたします。

○小池東京都知事

はい、ありがとうございます。私から、女性の活躍の件について、申し上げたいと思います。これまで、日本の最大のポテンシャルは女性だということ、その想いで女性の自己実現を力強く応援してまいりました。今年、男女雇用機会均等法の制定からちょうど40年を迎える節目の年でございます。こうした中で、東京都からは、働く女性の活躍の推進について、ぜひ提案をしたいと思っております。

まず、資料を御覧いただければと思います。女性活躍を推進する意義でございますが、持続可能な社会の形成に向けては、多様性の確保が不可欠でございます。また、人口が減少して、労働力不足が深刻な課題となっている中で、人口の半分を占めます女性の力を最大限引き出していくことが必要でございます。左下のグラフですが、女性の労働力の確保を進めることによりまして、2040年のGDPにして、約40兆円の経済効果が見込まれるという試算もございます。

一方で、各国の男女間の格差を表しました、ジェンダーギャップ指数、これは毎年ニュースで流れるものでございますけれども、日本は、御覧のように、146か国中118位ということで、非常に頑張っているはずですが、じりじり下げているということで、特に経営者、管理職層として働く女性の割合は、諸外国と比べても低い。さらに、非正規雇用の女性が多いということ、また、男女間の賃金格差でございますが、今、御覧いただいている右側のとおり、OECDの平均を大きく下回っておりまして、我が国の女性活躍は、世界から比較いたしましても、大きく遅れをとっていると言わざるを得ない状況が続いております。

こうした現状をどうやって変えていくのか。そのために、都では、女性の活躍を進める起爆剤となる新たな条例の制定を検討しているところでございます。また、あらゆる場面で女性が持てる力を発揮できますよう、様々な取組を「女性活躍の輪～Women in Action～」といたしまして、位置付けております。Women in Action、WomenのWと、ActionのAを取りまして、WA（ダブルユーエー）、「輪」ということをキーワードにしております。働く女性関連の事業やイベントにおきまして、このロゴマークを活用しながら、この右端に、女性活躍の輪で、エメラルド色のジェム（宝石）が、これがシンボルでございます。ロゴマーク、これを活用しながら、一体的に発信をしております。

さらには、東京のみならず日本全体にこの流れを拡げていくことを目的としました気運醸成を進めております。具体的には、東京女性未来フォーラム、NEW CONFERENCE、女性首長によるびじょんネットワークといったイベントを通じまして、女性活躍のロールモデルとなります。全国の経営者の皆さん、首長、市長さんをはじめとする方々、そして駐日の女性大使などが集いまして、意見を交わし、そして社会の意識や職場の文化の変革を促すようなムーブメント作りに取り組んでまいったところでございます。

ぜひとも、この社会全体で女性活躍の輪をさらに拡げていく、そのためには、全国の自治体とも連携いたしまして、気運醸成を加速させる必要がございますので、そのためにも今回、

首都圏の自治体が一体となって取組を進められますよう、九都県市首脳会議で検討会を設置することを提案したいと思います。皆様方と女性活躍を推し進めるための事業、また、取組についての意見交換、イベントでのブース出展、それから企業の交流の場の創出など、女性活躍の気運の醸成に向けた連携を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

私からの提案の説明は以上でございます。

○座長（山中横浜市長）

小池知事、どうもありがとうございました。

ただいまの御提案について御意見ございましたら挙手お願いします。よろしいでしょうか。神谷市長、よろしくお願いします。

○神谷千葉市長

はい、東京都の御提案に賛同させていただきたいと思います。

生産年齢人口が減少する中で、女性の活躍とその力を引き出すということは、とても重要なことでありますし、仕事を通じて一層活躍できる環境を作っていくということは、継続的に取り組んでいかなければならないテーマだと思います。今、御紹介いただきました東京都が行われている、女性活躍の輪を共通アイコンとして、社会の各層に働きかけていくという運動、取組につきましては、大きなインパクトを社会に与えていると思っております、敬意を表すところでございます。

千葉市としても、市内の企業向けに、アドバイザーの派遣や経営層へのアプローチ、また、働く個人を対象にして、リスクリングの相談や、起業・創業の促進などについても、対応しているところですが、気運や、企業の取組の拡がりに手詰まり感を感じているのも実態でございます。今回、検討会を設置して、まず、九都県市皆様の取組について学ばせていただき、また、九都県市から全国に向けて、改めてこうした気運醸成の取組を行って、メッセージを出していくということは重要ではないかなと考えておりますので、ぜひ千葉市も参加させていただきまして、共に取り組んでいければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○座長（山中横浜市長）

神谷市長、どうもありがとうございました。他にいかがでしょうか。

黒岩知事、よろしくお願いします。

○黒岩神奈川県知事

はい、ありがとうございます。小池知事の御提案に賛成であります。

ただ、神奈川県がやっていることは、ちょっと違うので、それだけ御紹介をしたいという

ふうに思います。実は、平成26年1月から、神奈川県では、この女性活躍推進に取り組むことを後押しするために、「神奈川なでしこブランド」ということをやってまいりました。女性が商品開発に関わったとか、女性の発案でやったというものに対して、素晴らしい商品は、神奈川なでしこブランドと認定してですね、県が積極的にPRをしてきたわけです。ただ、10年経って、今回で終わりにしたんですね。それはなぜかという、なでしこブランドのもともとの目標は何かというですね、なでしこブランドという表現が、要するに、陳腐になるような時代になったら終わりだなと。こういうことを目指していく中で、やはり今の時代の感じというのは、女性が開発したから、だから何なのだっていう、それを後押しする方がむしろおかしいのではないかということで、時代がジェンダー平等に移り変わってきたということをもって、認定は終了しました。

それと、平成27年からですね、「かながわ女性の活躍応援団」というのを結成して、各企業のトップによって、女性活用を応援するムーブメント、これを拡大する取組も推進してまいりました。ただ、これも令和6年3月からはジェンダー平等の実現に向け、性別にかかわらず、誰もが個性と力を発揮できる、ダイバーシティ&インクルージョン、いわゆる「D&I」の取組を推進するため、新たなステージとして、この応援団を、「D&Iかながわメンバーズ」というふうに発展的に改組いたしました。ここでは、メンバー企業同士、団体同士がですね、先進的な取組事例の共有や、解決に向けた情報交換を行うなど、効果的な取組を発信しています。この活動には、現在、73の企業・団体が参画しているのですが、こういう形で、若干こういう言い方をすると違っては見えますけれども、しかし、小池知事の趣旨には賛同いたしますので、そのことだけを報告したいと思います。ありがとうございました。

○座長（山中横浜市長）

どうもありがとうございました。

小池知事からの御提案については、原案のとおり、それでは確定させていただきまして、九都県市で検討会を設置して、議論を進めたいというふうに思います。

今後の進め方については、提案された東京都を中心に御検討いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

6 座長提案

- ・都道府県域を超えた広域連携の新たな枠組みの検討に向けた九都県市首脳会議の提言について

○座長（山中横浜市長）

最後になりますが、次第6の座長提案に移らせていただければというふうに思います。画面共有をお願いします。

私から、今回の首脳会議で、提案をさせていただきたいというふうに思っています。都道府県域を超えた広域連携の新たな枠組みの検討に向けた提言について、であります。

まず、九都県市首脳会議は、九都県市の広域的な課題に対して、長年にわたり首長間の議論、合意によって、様々な成果を重ねてきた歴史があります。

例えば、ディーゼル車の排ガス規制による大気環境の大幅改善、合同防災訓練、時宜をとらえた様々な国要望などによって、広域的な課題に取り組んでまいりました。

この広域連携、我々の広域連携、今、行っているわけなのですが、2020年の国の第32次地制調の答申におきまして、広域連携について、広域的な課題を日常的かつ継続的に検討して、関係機関の調整を行っていく体制の構築が必要というふうにされております。

また、23年12月に答申のあった第33次地制調におきましては、大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応については、東京圏については、更なる一体的な対応を行う必要性が高いとされています。その上で、この答申の中で、三つ、枠組みが例示されております。関西広域連合のように都県を超えた圏域の水平的な調整を行う枠組み、二つ目の例示として、国が都県を超えた圏域の調整の役割を果たすこととする枠組み、三つの例示として、都県等と国とが協議によって調整を行う枠組み、こういった例示でありますけれども、枠組みが示されております。枠組みの平時からの設置、並びに、実効性の確保が必要だとうふうにされております。

その後、総務省が設置したワーキンググループ、昨年12月に開始されましたけれども、「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」におきまして、先月3月21日に開催された第4回で、九都県市首脳会議及び関西広域連合の取組がヒアリングされました。また、今年1月には、石破総理が施政方針演説におきまして、広域リージョン連携の推進、並びに、自治体同士の広域連携の強化を表明したところであります。

これらの動きに対しまして、関西広域連合は、日本で唯一の府県域を越える広域自治体でありますけれども、この関西広域連合と国とが協議によって調整を行う枠組みを設けるべき、と国に提言をいたしました。

以上の背景を踏まえまして、今日、私の方からは二つほど、課題提起をさせていただけないかというふうに思います。

まず1点目は、九都県市首脳会議の在り方について、であります。この首脳会議は、首脳同士の活発な議論をさらに行っていくことで、より一層の発信力・プレゼンスの向上を図るべきでありますし、そういったことを目的に我々集まっているわけでもあります。一方、九都県市の具体的な取組に関して、事務レベルでの各委員会で調整されて、首脳会議での報告に終わってしまったり、終わっている場合もあります。ものによっては、もちろん報告でいいと思うのですが、ものによっては、特に時宜にかなった取組については、この首脳間で、せつかく集まっているわけですから、議論をして、国への提言をまとめることに向けて、是々非々で、議論しても良いのではないかと。その方がより効果的な九都県市からの発信につながることを期待されるというふうに考えております。この点に関する課題提起が1点目。

2点目が、九都県市、これまで様々な首脳会議で成果、上げてきたのですけれども、第33

次の答申、一昨年(2021年)の12月の第33次答申で示されております、例示とはされているのですが、けれども、「国が都県を超えた圏域の調整の役割を果たす」という内容については、これまでの地方分権改革の趣旨を踏まえたものでなければならないというふうに考えます。さらに、大規模災害時などの対応は、国民の安全に重大な影響を及ぼすからからこそ、新たな枠組みの検討には、慎重な議論が必要であるというふうに考えております。

この2点、課題提起させていただきましたけれども、以上を踏まえまして、国に対して、1点表明、そして、1点提言を、九都県市の首脳会議からできないかというふうに思っております。その御相談であります。

1点目の表明に関しては、九都県市首脳会議は、今後も深刻化する、将来的な広域的な課題に、構成する都県市の自主性・自立性を発揮して、引き続き対応することを表明したいと考えております。

2点目の提言であります。新たな枠組みを、今後、国の方で検討していく場合には、九都県市首脳会議をはじめとした既存の広域連携の機能や取組について分析し、関係する地方自治体等に対して、十分な意見聴取や協議を行った上で、必要性について、慎重に議論を行うことを提言したいと考えております。

こちらに関する、私からの説明は以上となりますが、今申し上げた内容につきまして、私からの課題提起、提案に対して御意見ございましたら、お伺いしたいというふうに思います。御意見ございましたら、挙手をお願いいたします。

大野知事、よろしく申し上げます。

○大野埼玉県知事

はい。まずは、山中市長におかれましては、このたびの会議の開催、提言の取りまとめに感謝を申し上げたいと思っております。

その上で、論点1の九都県首脳会議の在り方ですけれども、委員会を設置し、合同防災訓練の実施など、連続性と一貫性を持った取組を継続しているほか、令和6年の秋の会議で、価格転換の円滑化に関する取組を開始するなど、首脳提案に基づく共同取組も進めており、時宜を得た行政課題への対応を行ってきたと思っております。更なる取組の推進のために、例えば委員会など、実施事業の見直しや新しい取組、先ほど小池都知事からも御提案がありましたが、こういった検討することも考えられると思います。また、首脳同士の活発な議論を進展させるために、例えば全国知事会が実施しているセッションのように、行政課題について有識者を招いた意見交換も一案ではないかと思っております。

そして、論点2の方なのですが、先ほど東京圏での新たな枠組みの必要性の話もありましたが、都県を超えた圏域の水平的調整を行う枠組みについては、九都県市首脳会議、関東地方知事会に加え、コロナ禍における1都3県の知事会議開催など、自主的な連携も行われており、現行の枠組みは有効に機能していると考えています。先ほど、関西広域連合のところを例に引いて、大規模災害や感染症まん延時の国民の安全に重大な事態の場合には、とあり

ましたが、例えば、コロナ対応について、埼玉県の場合ですけれども、東京圏の1都3県で緊密に連携をしながら、国に先んじた対応によって、確かな成果も上げたと考えています。令和3年の1月2日には、1都3県で、知事が西村内閣府特命大臣、当時ですが、緊急要望を実施して、結果として、国の緊急事態宣言の発令につなげたといった実例もあります。これは、国の動きに先行して地方自治体が行動を起こしたからこそ、効果が上がった実例であり、新たな枠組みを設けなくとも、地方自治体間の連携・調整は、私は十分機能してきたと思っています。

以上のことから、新たな枠組みを検討する場合には、その必要性も含め、国と関係する地方自治体等が十分な意見交換や協議を行うことこそが重要であるというふうと考えております。

座長の御提案に感謝し、賛成いたします。

○座長（山中横浜市長）

大野知事、ありがとうございました。

小池知事、よろしく申し上げます。

○小池東京都知事

まず、取りまとめいただきました座長の山中市長に感謝を申し上げたいと存じます。御提案については、賛成の立場からの意見を申し上げたく思います。

九都県市の首脳会議では、これまでも各都県市が直面します課題について共有をして、また、首脳同士による意見交換をして、国への要望、また、共同の取組を行ってまいりました。例えば、マンションにおける防災力の向上であるとか、管理の適正化など、広域的な課題について、共有をし、そして解決に向けて、連携して取り組んできたという積み重ねもございます。これからも九都県市の首脳会議の枠組みを最大限に生かしながら、皆さんと協調して、首都圏共通の課題解決につなげていきたいと考えております。

座長の山中市長におかれましては、ぜひ文案取りまとめていただいて、九都県市として国へ提言を行っていただきたいと存じます。

どうぞよろしく申し上げます。以上です。

○座長（山中横浜市長）

どうもありがとうございました。

熊谷知事、お願いします。

○熊谷千葉県知事

山中市長、取りまとめありがとうございました。文案には基本的に賛成の立場であります。先ほどもお話、出ているとおり、やはり、この九都県市が首都圏における広域的な課題、

連携して取り組むことで一定の役割を果たしてきたのは、事実だというふうに思っております。今後も、共同して、共同取組などを積極的に行っていくことで、発信力やプレゼンスの向上にもつながっていくだろうというふうに思っております。

その中で、この国の総務省の方等で議論されている、この感染症や災害など、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応、この総合調整が必要となる場合がありますけれども、これまでの九都県市首脳会議であったり、もしくは、コロナにおける1都3県での様々な連携で、何ができたのか、また、何が課題として考えられるのか、また、関西広域連合と国がどのような具体の更なる取組をしようとしているのか、そのあたりをしっかりと見極めながら、必要があれば、我々の中でもそういう取組について議論をしてもいいのではないかなというふうに思っておりますので、その点については、国と関西広域連合の取組と、我々の違いなども分析していくことは、それはそれとして、必要なのではないかなと思っています。いずれにしても、国に対しては、こうしたことを議論する際には、九都県市であったり、我々それぞれの都県市に、しっかりと話をして、理解を求めた上で進めていく、これが大原則であることは、しっかりと主張していくべきだというふうに思っております。

○座長（山中横浜市長）

どうもありがとうございます。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。首長の皆様、よろしいでしょうか。御意見をいただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、こちらに関して、原案のとおり確定させていただきたいというふうに思います。提言について、原案のとおり確定させていただいて、国に対して提言を行っていくこととしたいというふうに思います。要望行動に関しては、本市に一任させていただいてもよろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

以上で予定していた議題をすべて終了いたしましたところですが、この際、御発言ございましたら、挙手をお願いいたします。

黒岩知事、よろしく申し上げます。

○黒岩神奈川県知事

はい、ありがとうございます。

予定にはなかったのですが、今、コロナの時の話が出てきてね、こうやってオンラインでやっている、なんか当時を思い出す、そんな感じもするのですが、実は、あの時、ダイヤモンドプリンセス号が横浜港にやってきてですね、それで我々はそれに直面して向き合った。その時に、最前線で行ったのがDMAT（ディーマット）なのですよね。災害対応の緊急医療チームですけれども、そのDMATの物語が、今度映画になります。主役は、医療統括官をやってくれた阿南先生でありますけれども、その阿南先生がDMATのボスとして、この物語の主役として描かれます。その中で、この阿南先生役をやるのが、小栗

旬だということですね、大変注目をされる映画になると思いますね。「フロントライン」という映画で、6月から上映されますので、ぜひ皆さん、また当時のことを思い出しながら、さらに九都県市も連携しながら前に進んでいくという思いを新たにしたいなというふうに思います。

以上です。ありがとうございました。

○座長（山中横浜市長）

知事役は誰がやるのですか。

○黒岩神奈川県知事

知事役は、映画会社に私がやってもいいよって言ったのですが、全く無視をされました。以上です。

○座長（山中横浜市長）

すみません、愚問でした。失礼いたしました。ありがとうございます。

それでは、他に何か御発言ございましたら、挙手お願いいたします。よろしいでしょうか。

8 閉 会

○座長（山中横浜市長）

はそれでは、以上をもちまして、この首脳会議、終了させていただきます。

本日、皆様から御提案いただいた国要望や、共同の取組について、おかげさまで、御承認いただくことができました。

また、座長提案につきましても、皆様の忌憚のない御意見を伺って、九都県市としての提言まとめることができました。今後も引き続き、2040年問題やその先の将来を見据えた活発な議論を行っていきたいというふうに思います。

この後、この会議の結果の概要を発出したいというふうに思いますが、オンライン会議ですので、事務的に取りまとめを行った上で、最終的な内容、座長に一任、私に一任いただきたいというふうに考えておりますが、よろしいでしょうか。

どうも、ありがとうございます。

次回の対面会議については、横浜市内で予定をしておりますので、ぜひ御参加をいただければと思います。

長時間にわたりまして、本日は、誠にありがとうございました。以上となります。

どうもありがとうございました。